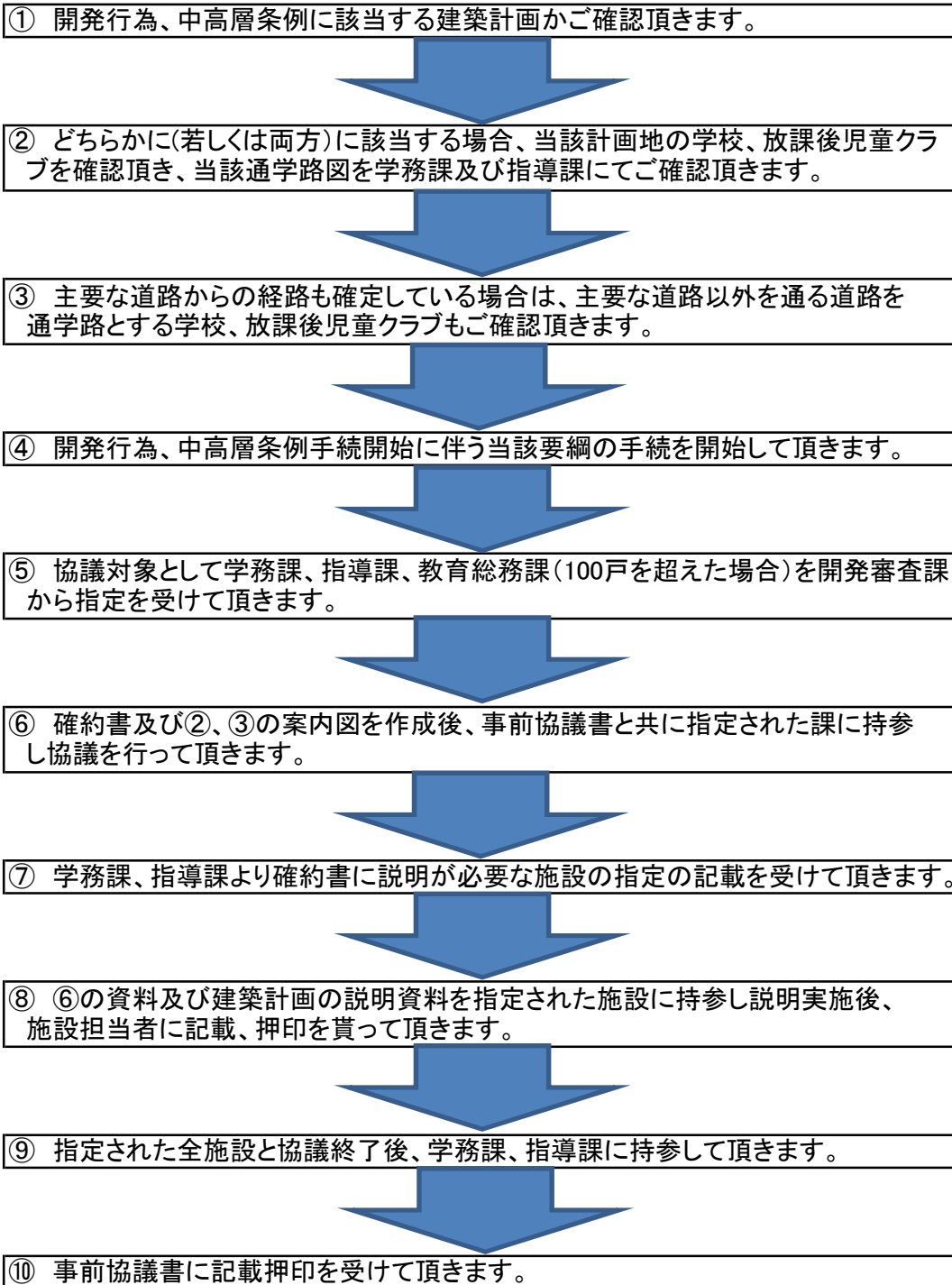


要綱改定に伴う手続の追加について

事前確認



※②、③は事前協議開始後でも構いませんが、事前にいただきますと協議がスムーズになります。

※他課につきましては、今までと変更はございません。

※事前協議開始段階で③が決定していない場合は決定次第⑤の手続から行って頂くこととなります。